



# 国労要求「3.0箇月」は「最低限の生活給」

## 利益剰余金を積み上げる前に社員に還元すべき

国労本部は10月10日、「2025年度年末手当3.0箇月支払い」（国労闘申第5号）を申し入れました。

物価高騰が続き日本経済が低迷している中であっても、財務省が公表した2025年4月から6月の法人企業統計によれば、内部留保（利益剰余金）は637兆5316億円と過去最高となっています。

貨物会社の経営は、人件費抑制による社員犠牲を繰り返しながら利益を確保し、經常利益が黒字となった2010年以降、利益剰余金は325億円まで積み上げています。

消費者物価指数と今年度の賃上げの現状から生活は厳しくなるばかりです。春闘では定期昇給込みで2.39%の賃上でした。それに対して昨年度の消費者物価指数は3.0%以上となっており、物価高騰分を埋める賃金引き上げは行われていないものとなつていまます。社員・家族は日々厳しい生活を強いられていることから、期末手当3.0箇月の要求は実現しなければならぬ、重要な「生活給」です。

今こそ、これまで我慢を強いられ続けている社員と家族の労苦に満額回答で応え、生活改善を行うことが貨物会社に求められています。

**労働分配率は51年ぶりの低水準**

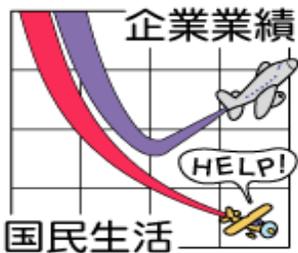
**大企業の労働分配率 37.4%に低下**

財務省の公表する法人企業統計データによると、生産過程で新たに作りだされた付加価値のうち、24年度に人件費として支払われる割合の「労働分配率」は1973年以来、51年ぶりの低水準で資本金10億円以上の大企業では僅か37.4%に止まり、大企業では2012年度の53.4%から大きく低下しています。

**賃金が上がらない国**

1999年を100とした時、2021年の賃金は105.1とほとんど横ばいであるにもかかわらず、企業の経常利益は322.8、株主配当に至っては704と、企業と株主だけがもうけを独占し、賃金に回っていません。これではこの値上げラッシュに耐えることはできません。

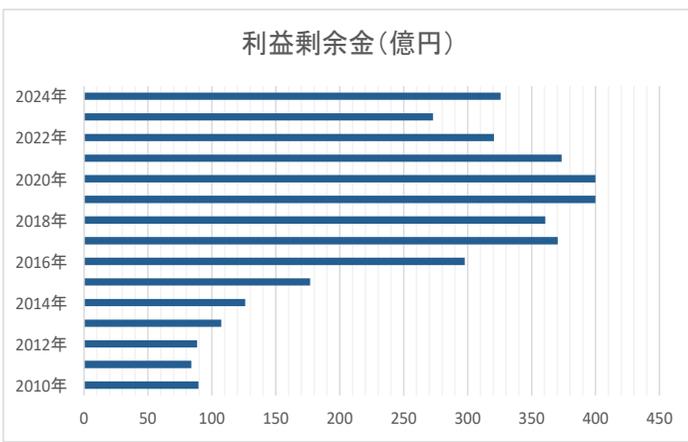
今こそ利益を社員に還元し、生活維持・改善を図ることか貨物会社にも求められています。



**国労と共に賃上げを勝ち取ろう。**

日本では、1973年から翌年にかけて世界的なオイルショックに端を発した狂乱物価と呼ばれる社会問題が広がりました。その当時の労働者は、社会的な賃上げ運動を展開し、30%を超える空前の賃上げを実現した歴史があります。

賃金が上がらない中で物価は上昇し、生活は厳しい状況にあります。国労要求3.0箇月は生活に欠かせないものとなっています。



### 2025年度年末手当国労要求

- 2025年12月1日現在の基準内賃金の3.0箇月分とすること。
- 支払い日は12月5日の週末までとすること。
- 期間率、成績率の支払い条件について大幅に改善すること。
- 支払いにあったっては、公平・公正に行い、社員間・組合間差別は絶対に行わないこと。
- 55歳到達時に人事制度による賃金削減措置を受けている社員については、55歳到達時の基準内賃金を基礎に、その後の昇給額・ベア額を反映させ算定基礎額とすること。
- 契約社員および臨時社員についても、社員と同様の取り扱いとすること。